

令和7年 第11回

福生市教育委員会定例会議事録

日時:令和7年11月13日(木)午後2時00分

場所:福生市役所第二棟4階委員会室

令和7年第11回福生市教育委員会定例会

<議題>

I 議案

(1) 議案第34号

福生市立学校設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

(2) 議案第35号

福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

(3) 議案第36号

福生市福東会館条例施行規則等の一部を改正する規則について

(4) 議案第37号

福生市立学校施設設備使用条例施行規則等の一部を改正する規則について

(5) 議案第38号

福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

(6) 議案第39号

福生市立牛浜もくせい中学校入学等に関する規則の制定について

(7) 議案第40号

令和7年度福生市一般会計補正予算(第6号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

(8) 議案第41号

小学校「日本語学級」の新設について

(9) 議案第42号

自閉症・情緒障害特別支援学級の新設及び特別支援教室巡回指導拠点校の移設について

(10) 議案第43号

福生市子ども読書活動推進計画(第五次)(案)について

2 報告事項

(1) 報告第29号

福生市立学校在り方検討委員会報告書について

(2) 報告第30号

令和8年度教育課程編成の基本的な考え方(案)について

(3) 報告第31号

学校薬剤師の委嘱に係る臨時代理の報告について

(4) その他報告事項

令和7年度社会教育施設の年末年始の休業について

出席委員	教育長	石田 周
	教育長職務代理者	宇田 剛
	委員	野口 哲也
	委員	高橋 典久
	委員	林 宣之

事務局(説明員)	教育長(再掲)	石田 周
	教育部長	中島 雅人
	参事兼教育指導課長	森保 亮
	教育総務課長	大楠 功晃
	教育部主幹	竹内 秀礼
	学務課長	大畠 秀貴
	教育支援課長	森田 尚之
	生涯学習推進課長	菱山 栄三郎
	スポーツ推進課長	大村 正仁
	公民館長	佐藤 克年
	図書館長	森本 恭子
	指導主事	田畑 圭洋
	指導主事	堀本 太郎
	教育総務係長(書記)	岸野 美幸

傍聴人 0人

開 会・前回の議事録・日程

【教育長】 それでは始めさせていただきます。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第11回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事日程についてお諮りをいたします。議案第35号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、議案第41号、小学校日本語学級の新設について、及び報告第31号、学校薬剤師の委嘱に係る臨時代理の報告については、議事の都合上、日程第5の教育長報告の前に日程第2から日程第4として組ませていただいております。

また、日程第16、報告第32号、令和8年度福生市立学校教育管理職の配置(案)についてにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第17、その他報告事項の後に報告したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第35号、議案第41号、報告第31号については、日程第5、教育長報告の前に、また報告第32号については公開しない会議として日程第17、その他報告事項の後に報告することといたします。

続いて、審議の進め方についてお諮りをいたします。日程第7、議案第36号、福生市福東会館条例施行規則等の一部を改正する規則について及び日程第8、議案第37号、福生市立学校施設設備使用条例施行規則等の一部を改正する規則についての各議案については同趣旨の規定の整備となりますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号は一括議題として審議いたします。

議事に入ります前に申し上げます。令和7年10月23日に開催いたしました、令和7年第10回定例会議事録につきましては既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。令和7年第10回定例会議事録については承認されました。

これより、本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、高橋典久委員、林宣之委員を署名委員として指名いたします。

議案

議案第35号

福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

【教育長】 日程第2、議案第35号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。大村スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。大村課長。

【スポーツ推進課長】 それでは、日程第2、議案第35号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について説明をさせていただきます。

定例会資料の1ページ及び2ページをお願いいたします。1ページ目は議案書でございます。次の2ページ目は議案第35号資料で、本条例改正については2項目となっております。

次の3ページは、市議会定例会に対する議案書の写しで、本条例の提案理由は、福東総合グラウンド及び南公園グラウンドについて、使用料について見直しをした結果、適正な額に改定いたそうとするものでございます。

次の4ページは、条例の改め文となっており、下段に附則で条例施行日を令和8年4月1日に、その下に経過措置を記載しております。

内容の説明につきましては、恐れ入りますが新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、5ページを御覧ください。条例改正の新旧対照表で、左が改正案、右が現行となっており、今回の改正案は条例の別表第3の福生市営福東総合グラウンド及び福生市営南公園グラウンドの1時間当たりの使用料を、それぞれ300円から450円へといたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第35号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり同意することといたします。

議案第41号

小学校日本語学級の新設について

【教育長】 次に、日程第3、議案第41号、小学校日本語学級の新設についてを議題といたします。大畠学務課長より内容説明をお願いいたします。大畠課長。

【学務課長】 それでは、日程第3、議案第41号、小学校日本語学級の新設について、提案理由並びにその内容について説明をさせていただきます。

議案書及び資料につきましては、6ページから7ページでございます。まず、提案理由でございますが、本案件は、令和9年4月に福生第二小学校に日本語学級の新設を行い、外国籍児童等に対する日本語指導の充実と機能強化を図る必要があることから本議案を提出するものでございます。

それでは、資料は7ページ、議案第41号資料を御覧ください。項番1の概要でございます。現状、課題といたしまして、現在、小中学校在籍の外国籍児童・生徒が年々増加しており、これに伴う形で日本語指導が必要な外国籍児童も急増している状況がございます。現在小学校では福生第一小学校に日本語学級が設置されておりますが、教室の確保が厳しく、手いっぱいな状況となっているなど、支援が必要な児童のニーズに対応しきれていない状況でございます。そのため、これらの課題を解決し、日本語指導の充実と機能強化を行うために、福生第二小学校へ新たに日本語学級を設置し、対応解決を行おうとするものでございます。なお、設置、開設は令和9年4月からを予定し、令和8年度中に備品等の整備を行いたいと考えてございます。

項番2は小学校日本語学級の在籍児童数の推移でございます。この5年ほどで対象児童が急増しております。さらには、遠くて通えないなどの潜在的なニーズの声も聞き及んでいる状況にあり、今後も増加する可能性があると考えております。

項番3番は費用の見込みでございます。令和8年度に整備費用として消耗品費、備品購入費で119万円、令和9年度以降の経常経費として、指導補助員謝礼など143万8,000円を見込んでおります。

項番4は、福生第二小学校に日本語学級を新設した場合の学級数及び通級児童数の見込みでございます。在籍児童数が2校に分かれ指導環境の改善が大きく図られるものと考えております。

最後に、項番5は今後のスケジュールでございます。庁議及び本定例会を踏まえ、東京都への手続きなどを進めてまいり、令和9年4月の開設に向けて準備を進めたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり可決することといたします。

報 告

報告第31号

学校薬剤師の委嘱に係る臨時代理の報告について

【教育長】次に、日程第4、報告第31号、学校薬剤師の委嘱に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。大島学務課長より内容説明をお願いいたします。大島課長。

【学務課長】それでは、日程第4、報告第31号、学校薬剤師の委嘱に係る臨時代理の報告について説明をさせていただきます。

資料は8ページを御覧ください。初めに、臨時代理の報告となった経過でございます。令和7年10月17日に福生第一小学校の学校薬剤師であります齊藤 玲子氏が御逝去されました。このことに伴い、福生市学校薬剤師会より、令和7年10月23日に後任の推薦がございました。教育委員会の日程の関係上、教育委員会定例会を招集するいとまがなかったため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に基づきまして、教育長が代理で決定をさせていただきました。

さて、学校薬剤師の委嘱につきましては、学校保健安全法第23条第3項の規定により委嘱するものでございます。後任として、福生市薬剤師会より推薦がございました、宮崎 裕太氏に委嘱をするものでございます。なお、就任年月日は令和7年10月18日とするものでございます。

以上、臨時代理の報告に関する説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【教育長】内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第31号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって、報告第31号は報告のとおり承認されました。

教育長報告

【教育長】次に、日程第5、教育長報告を行います。教育長報告を部長及び参事より申し上げます。初めに、中島教育部長より報告いたします。中島部長。

【教育部長】それでは、私からは学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。

資料の10ページをお願いいたします。まず、一番左の列、市の動きでございます。11月1日、市民会館小ホールにて、第32回福生市青少年の意見発表会が開催されております。市内全中学校3校、都立高校2校より、計10名の生徒が意思表明を行った他、善行少年表彰及び家庭の日図画作文コンクール入選者の表彰が行われました。また、司会進行を市内中学生の生徒が務めております。

続きまして、各課でございます。まず、教育総務課でございます。10月30日、福生第三小学校、11月6日、福生第五小学校にて、それぞれ教育委員会の学校訪問が行われております。御出席いただきました委員の皆さま、ありがとうございました。

11月12日、奥多摩町にて、令和7年度東京都市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会があり、高橋委員が出席されております。

次に、生涯学習推進課でございます。11月1日より郷土資料室の企画展示として、栗原一郎展を開催しております。開催期間は11月24日までとなっております。

次に、スポーツ推進課でございます。10月30日、福生第四小学校にて、パラスポーツ体験教室を開催いたしました。当日は47名の児童が参加し、ボッチャを体験いたしました。

次に、公民館でございます。11月1日、第55回福生市民文化祭、開場式が市民会館小ホールにて開催されました。開場式では、新たな試みとして司会を市内2校の高校生に行っていただきました。また、その後の大ホール展示では、福生高等学校、吹奏楽部やダンス部の他に、新たに多摩工科高等学校、剣道部や福生第三中学校、吹奏楽部にも参加いただき、日頃の練習の成果を披露いただきました。なお、市民文化祭につきましては11月1日、2日、3日、翌週の8日、9日の計5日間にわたり実施され、開催期間中は多くの方に御来場いただいたところでございます。

その他各課の主な事務につきましては後ほど御覧ください。

11ページをお願いいたします。こちらは、次回定例会までの主な予定でございます。最初に市の動きでございます。12月2日から、令和7年第4回福生市議会定例会が19日までの予定で開催されます。

次に、教育総務課でございます。11月15日、福生第二中学校創立60周年記念式典が体育館にて予定されております。教育委員の皆さまにおかれましては御予定方よろしく願いをいたします。

次に、生涯学習推進課でございます。11月28日、福生市立小学校PTA連合会懇談会が、福生第一小学校にて開催され、教育長が出席される予定でございます。

次に、スポーツ推進課でございます。11月13日、西多摩地域広域行政圏スポーツ大会総合開会式兼前夜祭があきる野市で行われます。当該大会は11月2日から16日まで、西多摩地域で14種目が行われ、福生市は陸上競技の競技会場となっております。

最後に、公民館でございます。11月22日、第44回公民館の集いが開催されます。こちらは年に1回、公民館3館の利用者が一堂に会するもので、各種サークルにより発表や講演会などが予定されております。

その他、各課の主な事務につきましては後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

【教育長】ありがとうございました。教育部長の説明がございましたが、昨日、11月12日に開催されました、令和7年度東京都市町村教育委員会連合会、第1ブロック研修会に高橋委員が出席されました。高橋委員、何か御発言がありましたらお願いいたします。高橋委員。

【高橋委員】ただ今、中島部長よりお話がありましたとおり、11月12日に奥多摩町にて実施された令和7年度東京都市町村教育委員会連合会、第1ブロック研修会に出席しました。

研修会は、奥多摩ダムを施設長に御案内いただき、その後、奥多摩 水と緑のふれあい館にて、第64次南極地域観測隊同行者、野田豊様より、「南極観測の魅力を子どもたちに」といった内容で御講演をいただきました。講演会終了後に施設見学を行いました。野田先生は、古里小学校で教員として勤務される中で、南極への派遣という貴重な経験をされました。先生御自身も南極に行けたことは、多くの方々の支えや周りの環境のおかげですと感謝の気持ちを話されており、その姿勢がとても印象的でした。

また、南極での経験を子どもたちに伝えていきたいという強い思いを持っておられました。実際に現地で見

感じたことを学びに生かしていくことで、子どもたちにとっては大きな刺激となり、視野を広げる良い機会になると感じました。以上、報告と感想になります。ありがとうございました。

【教育長】 高橋委員、ありがとうございました。野田先生については、市内でも複数校の学校が道徳授業地区公開講座などで御講演いただいている先生です。詳しく、ありがとうございました。

それでは、以上の御報告について質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に森保教育部参事より報告いたします。森保参事。

【教育部参事】 それでは、学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。

大きく3点でございます。1点は、行事等の実施状況についてです。運動会、文化的行事、道徳授業地区公開講座、失礼いたしました。運動会、文化的行事が書面のとおり実施されております。各学校から無事に終了した報告を受けております。

2点は、行事の実施予定についてでございます。文化的行事でございますが、11月14日と15日に、福生第七小学校で学習発表会が開催されます。11月21日、22日に福生第三小学校で学習発表会が、そして福生第一小学校と福生第二小学校で音楽会が予定されております。また、12月5日と6日に福生第五小学校で音楽会が開催される予定です。委員の皆さまにおかれましては、お時間がございましたら御覧いただくと幸いに存じます。

3点は、その他についてでございます。項番ア、小学校音楽会についてです。11月28日（金曜日）、福生市民会館大ホールで開催いたします。全校の高学年が一堂に会する貴重な機会となります。次に項番イ、東京都中学校英語スピーキングテストでございます。11月23日（日曜日）に中学校第3学年の生徒を対象とした中学校英語スピーキングテストが実施されます。生徒が自身の実力を発揮できるよう、各学校で指導、支援をしているところです。最後に、項番ウ、インフルエンザ等による学年学級閉鎖についてでございます。

恐れ入ります。13ページを御覧ください。11月に入ってからインフルエンザ等の感染が広がっている状況が報告されております。10月、11月の2カ月で5校、12学級が閉鎖となりました。うち、学年閉鎖は3校、3学年でございます。今後も感染拡大防止のために、手洗いの徹底や換気が適切に行われるよう、各学校へ促してまいります。説明は以上です。

【教育長】 ありがとうございました。以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

議案

議案第34号

福生市立学校設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

【教育長】 次に、日程第6、議案第34号、福生市立学校設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取に

ついてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 それでは、日程第6、議案第34号、福生市立学校設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

16ページをお願いいたします。次に、改正の趣旨でございます。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、平成28年法律第105号の規定に基づき、不登校生徒等に対する教育の機会を確保するため、福生第一中学校に分校を設置し、現在の分教室型の「学びの多様化学校」から、分校型へ移行したいので、本条例の一部改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。18ページの新旧対照表を御覧ください。分校設置に関する規定の追加をするため、第1条第2項として、「福生市立福生第一中学校に分校を次のとおり設置する」を追記及び表を追加し、左欄に名称、「福生市立牛浜もくせい中学校」、右欄に位置、「東京都福生市牛浜162番地」と記載いたします。

戻りまして、17ページをお願いいたします。最後に、施行日につきましては、令和8年4月1日といたします。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りをいたします。議案第34号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり同意することといたします。

議案第36号

福生市福東会館条例施行規則等の一部を改正する規則について

議案第37号

福生市立学校施設設備使用条例施行規則等の一部を改正する規則について

【教育長】 次に、日程第7、議案第36号、福生市福東会館条例施行規則等の一部を改正する規則について及び日程第8、議案第37号、福生市立学校施設設備使用条例施行規則等の一部を改正する規則についての議案2件を一括して議題といたします。大楠教育総務課長より内部説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第7、議案第36号、福生市福東会館条例の施行規則等の一部を改正する規則について及び日程第8、議案第37号、福生市立学校施設設備使用条例施行規則等の一部を改正する規則について、改正理由が同一であることから、一括で説明をさせていただきます。

19ページを御覧ください。まず提案理由でございますが、「使用料・手数料等の見直し」については、負担の適正化を図るため、使用料・手数料等受益者負担適正化方針に基づき実施しておりますが、減免、免除により、受益者が施設の維持管理コスト等を応分に負担していない現状があることから、使用料の減額・免除の統一的な基準の適用を受ける本規則を一部改正するものでございます。

次に20ページ、議案第36号資料を御覧ください。改正内容でございますが、1の改正の概要の(1)現規則にある「(4)、国又は地方公共団体がその目的達成のために使用する場合」、及び(2)、「(6)団体又は個人が、市内の児童又は生徒を対象とした行事で使用する場合」の2点について、減免、使用料の減額免除の対象から削除いたしますが、(6)については条文自体が現規則にないものもでございます。

なお、20ページ、議案第36号資料及び24ページ、議案第37号資料の項番2、改正対象例規及び改正点の表にある赤枠で囲った部分、全部で七つの例規がございますが、表の黄色マーカーの箇所が今回、規則から削除する項目でございます。

次に項番3、施行日は令和8年4月1日でございます。

21ページから22ページ及び25ページから27ページは、今回一部改正する規則の新旧対照表となります。説明は以上でございます。

【教育長】内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

これより、議案第36号及び議案第37号について、一括して採決いたします。お諮りをいたします。本2議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって議案第36号及び議案第37号は原案のとおり可決することといたします。

議案第38号

福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

【教育長】次に、日程第9、議案第38号、福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。竹内教育部主幹より内容説明をお願いいたします。竹内主幹。

【教育部主幹】それでは、日程第9、議案第38号、福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてでございます。

資料29ページを御覧ください。まず、項番1、改正趣旨でございます。福生市立学校設置条例の一部改正に伴い、令和8年4月、学びの多様化学校として、福生市立牛浜もくせい中学校が設置されます。設置に当たり、分校長が新たに配置されることから、分校長の役割を規則に追加し、改正を行うものでございます。項番2、改正内容についてでございますが、改正案は表のとおりとなっております。規則第8条の2、第2項に分校長の規定を追加し、副校長の職務の規定を分校長に準用するものでございます。

恐れ入ります。資料30ページを御覧ください。項番3、改正による影響、効果でございますが、本規則の改正を行うことで、福生市立牛浜もくせい中学校の適正な管理運営を実施することができます。項番4、施行日は令和8年4月1日を予定しております。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りをいたします。議案第38号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案のとおり可決することといたします。

議案第39号

福生市立牛浜もくせい中学校入学等に関する規則の制定について

【教育長】 次に、日程第10、議案第39号、福生市立牛浜もくせい中学校入学等に関する規則の制定についてを議題といたします。竹内教育部主幹より内容説明をお願いいたします。竹内主幹。

【教育部主幹】 日程第10、議案第39号、福生市立牛浜もくせい中学校入学等に関する規則の制定についてでございます。

資料32ページを御覧ください。項番1、制定趣旨でございます。福生市立学校設置条例の一部改正に伴い、学びの多様化学校として、福生市立牛浜もくせい中学校を設置することから、牛浜もくせい中学校の入学、又は転学に関する審議や手続きが必要となります。このことから、新たに福生市立牛浜もくせい中学校入学等に関する規則の制定を行うものでございます。

項番2、制定内容でございますが、条項は表のとおりとなっております。第1条は、入学又は転学の趣旨を記載しております。第2条は、入学等の対象児童・生徒についての基準を定めております。第3条では、入学等に関する審議を行うため、検討委員会を設置すること。検討委員会の構成者等について定めています。第4条では、入学等手続き方法を定めております。第5条では、委任についての規定を定めています。

項番3、制定による影響、効果でございますが、本規則の制定を行うことで、福生市立牛浜もくせい中学校の入学等に関する審議を実施することができます。項番4、施行日は令和8年4月1日を予定しております。規則の全文につきましては資料33ページから37ページを御参照ください。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決することといたします。

議案第40号

令和7年度福生市一般会計補正予算(第6号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

【教育長】 次に、日程第11、議案第40号、令和7年度福生市一般会計補正予算(第6号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 それでは、日程第11、議案第40号、令和7年度福生市一般会計補正予算(第6号)の原案中、教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

資料38ページをお願いいたします。提案理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長が別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

補正予算の内容につきましては42ページをお願いいたします。令和7年度福生市一般会計補正予算(第6号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6,669万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ317億9,534万5,000円とするものでございます。

次に、第2条、繰越明許費は1件でございます。第四小学校空調設備等改良事業において、建築業者の辞退等による入札不調となったことにより、工事の一部が今年度中に実施することが不可能となったことから、工事費1億7,899万3,000円と、工事監理委託料551万1,000円、合わせて1億8,450万4,000円について、令和8年度への繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第3条、継続費は追加が2件でございます。まず、松林会館改良事業(設計)は、令和8年度まで。総額は2,384万4,000円でございます。エレベーターを設置し、バリアフリー化を図るなどの設計委託料について、継続費を設定するものでございます。

次に、中央体育館改良事業は、こちらも令和8年度まで。総額は776万円でございます。空調設備の新設などの設計委託料について、継続費を設定するものでございます。

次に、補正内容について御説明いたします。歳入につきましては、47ページをお願いいたします。第17款、第2項、第7目、第1節、説明欄11、学校給食費負担軽減事業補助金151万3,000円は、給食食材調達事業の賄材料費の増額に伴うものでございます。次に、説明欄15、発達検査体制整備支援事業補助金706万5,000円は、教育相談事業に係るものでございます。

次に、歳出でございます。48ページをお願いいたします。第9款、教育費の第1項、第3目、学務費の説明欄6、学校給食費の給食食材調達事業、賄材料費434万2,000円は、食材価格の高騰に伴うものでございます。次に説明欄7、施設管理費の学校給食センター管理事務、空調設備調査委託料113万2,000円は、空調設備の不具合を調整するものでございます。次に、第4目、教育支援費の説明欄2、個別教育支援費の教育相談事業、備品購入費等710万9,000円は、教育支援委員会において、タブレットを活用した会議システムを導入すること

に伴うものでございます。

49ページをお願いいたします。次に、第4項、第2目、公民館費の説明欄5、松林会館費の松林会館改良事業、設計委託料715万円は、エレベーター設置などのバリアフリー化などに対応するための設計委託料でございます。

50ページをお願いいたします。次に、第5項、第1目、スポーツ推進費の説明欄3、中央体育館費の中央体育館改良事業、設計委託料232万円は、空調設備の新設などの設計委託料でございます。

以上、議案第40号、令和7年度福生市一般会計補正予算(第6号)の原案中、教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり同意することといたします。

議案第42号

自閉症・情緒障害特別支援学級の新設及び特別支援教室巡回指導拠点校の移設について

【教育長】 次に、日程第12、議案第42号、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設及び特別支援教室巡回指導拠点校の移設についてを議題といたします。森田教育支援課長より内容説明をお願いいたします。森田課長。

【教育支援課長】 それでは、日程第12、議案第42号、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設及び特別支援教室巡回指導拠点校の移設について御説明いたします。

52ページを御覧いただきますようお願いいたします。初めに、提案理由でございます。平成28年度まで通級制の自閉症・情緒障害特別支援学級が設置されていた福生第五小学校内に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設することで、特別支援教育の質的、量的向上を図り、適切な就学を推進するため本議案を提出するものでございます。

続いて、53ページを御覧いただきますようお願いいたします。項番1、概要でございます。平成29年度に福生第六小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、「かめのご学級」を設置いたしました。しかし、近年入級児童が増加し、教室が過密状況になっていることや、熊川地区からは遠くて通うことができないという保護者の意見が寄せられております。そこで、令和9年4月に福生第五小学校内に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設することで、特別支援教育の質的、量的向上を図り、適切な就学を推進しようとするものでございます。

また、現在五小は特別支援教室、かわせみ教室の巡回指導拠点校となっておりますが、五小に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するため、福生第七小学校に特別支援教室の拠点となるかわせみ教室の巡回指導拠点校を移設し、特別支援教育の機能強化を図るものでございます。

次に、項番2の在籍児童数の推移でございます。(1)の「かめのご学級」在籍児童数でございますが、令和3年は22人であったのに対し、令和7年は30人と増加しております。次に、(2)の「かめのご学級」への入級が適切と判定されたが、保護者の意向により入級しなかった件数でございます。これは、教育委員会が実施している、子どもがどの支援先に行くことが適切かを判定する会議である教育支援委員会において、「かめのご学級」への入級が適切と判定されたものの、保護者の六小は遠いなどの理由により入級しなかった件数で、令和4年から7年までで23人おります。この23人もかめのご学級へ入級していた可能性もあり、約50人が在籍となっていたことも考えられます。

次に、項番3、費用でございます。令和8年度に、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に係る費用として、備品購入費等が180万円、巡回指導拠点校の移設にかかる費用として備品購入費が115万円の合計295万円を予定しております。令和9年度以降は、特別支援学級等指導補助員謝礼等で248万7,000円を予定しております。

最後に、項番4、今後の予定でございます。令和8年4月以降に保護者説明などを行い、令和9年4月に開設を考えております。以上、御説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。宇田委員。

【宇田委員】 令和9年の4月に開設ですよ。人数はちょっと読みにくいとは思いますが、もし今のところ予想できている、令和9年度の「かめのご学級」が大体何人で、新しいところの五小が何人かというのがあれば教えてください。

【教育支援課長】 教育長。

【教育長】 森田課長。

【教育支援課長】 難しいところではありますが、見込みとしては五小に新設する自閉症・情緒障害特別支援学級は15人程度と思っています。今後、「かめのご学級」の保護者へ説明していく予定ですが、環境が変わるとよくないという子どももいると思われまますので、このことも考慮した上で、現在「かめのご学級」に在籍している児童の保護者に説明が必要と考えております。

【教育長】 宇田委員。

【宇田委員】 分かりました。

【教育長】 よろしいですか。ただ、課長、今の御示唆も含めて、想定値でいいから8年、9年、あるいは10年まで、小学校で、可能な範囲のもので、事務的に用意をすることってできそうですか。厳しいですか。森田課長。

【教育支援課長】 毎年、教育相談に来る人数も変わってきますので、入級者数の見込みの算出は難しいところ です。

【教育長】分かりました。今の視点も加味しながら、できる範囲でよろしいですか。宇田委員。

【宇田委員】なかなか想定は難しいと思います。ただ1点、過密状態が解消されると、とてもいいなと思っています。

【教育長】承知しました。よろしいでしょうか。では今の視点、大事にしながら進めていきたいと思っています。他にいかがでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第42号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決することといたします。

議案第43号

福生市子ども読書活動推進計画第5次(案)について

【教育長】次に、日程第13、議案第43号、福生市子ども読書活動推進計画第5次(案)についてを議題といたします。森本図書館長より内容説明をお願いいたします。森本館長。

【図書館長】それでは、日程第13、議案第43号、福生市子ども読書活動推進計画第5次(案)について御説明を申し上げます。

それでは、55ページの概要版(案)を御覧ください。本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づく、市町村子ども読書活動推進計画でございまして、令和6年度策定の教育ビジョン、図書館ビジョンといった関連計画との整合性を図り策定するものです。

両ビジョンと同様に、A4縦判からA4横判に変更し、分かりやすさ、見やすさを重視した作りといたしました。第5次計画は、令和8年度からの5年間を計画期間としております。計画の対象は0歳からおおむね18歳まででございます。

第4次計画を踏まえ、また、現状についてはアンケートも実施いたしました。そして、4のとおり、4点を計画策定に向けた視点とし、概要版(案)右上記載の「めくる先 1ページから 世界がはじまる」を基本理念として、3つの基本目標、5つの取組の方向性、15の主な取組を展開し、計画を推進いたします。詳細は、計画案の81ページから94ページでございます。また、95ページから99ページにつきましては、取組の一覧を記載させていただきました。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、12月の福生市議会において説明を行い、12月5日から市議会議員への意見聴取、12月11日から市民等に対するパブリックコメントを実施いたします。終了期日は、ともに翌年、令和8年1月9日までとなっております。頂戴した御意見等の内容については1月の、御意見等を反映した最終的な計画につきましては2月の、それぞれ教育委員会定例会においてあらためて御案内申し上げます。説明は

以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり決定することといたします。

報 告

報告第29号

福生市立学校在り方検討委員会報告書について

【教育長】 次に、日程第14、報告第29号、福生市立学校在り方検討委員会報告書についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第14、報告第29号、福生市立学校在り方検討委員会報告書について御説明いたします。

資料は100ページから148ページでございます。令和4年度から3年間議論を重ねた、「令和における福生市立学校の在り方検討委員会」の結果を踏まえ、今年度新たに立ち上げた「福生市立学校在り方検討委員会」において、学校の改築や再配置、公共施設との複合化等の在り方について、全6回の会議を通じて議論を行っていただきました。このたび、検討委員会の報告書、「福生市立学校再編に向けた23の提言」が提出されたことから、皆さまに共有させていただくものでございます。先ほどの総合教育会議の場でも意見交換の議題としておりますので、本報告書の内容説明については割愛させていただきますが、記載されている23の提言を踏まえ、今後予定しております学校再編基本構想・基本計画を策定してまいります。

最後に、本報告書の今後の取り扱いでございますが、学校の再編という、市民の関心が高い内容でありますことから、12月議会の常任委員会協議会、全員協議会で説明を行う予定でおります。年明けには、学校関係者や地域住民等に向けても説明を行い、丁寧に対応してまいります。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。これは、先ほどの説明にもありましたけれども、総合教育会議、ありがとうございます。いただいた御意見は、またそちらも踏まえまして、教育委員会といたしまして、しっかりと計画の具現化に努めてまいりたいと思っております。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。報告第29号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第29号は報告のとおり承認されました。

報告第30号

令和8年度教育課程編成の基本的な考え方(案)について

【教育長】 次に、日程第15、報告第30号、令和8年度教育課程編成の基本的な考え方(案)についてを議題といたします。田畑指導主事より内容説明をお願いいたします。田畑指導主事。

【指導主事】 では日程第15、報告第30号、令和8年度教育課程編成の基本的な考え方(案)について御報告いたします。

資料は150ページをお願いいたします。福生市教育ビジョンの改定に伴い、教育課程編成基本方針とビジョンとの整合性を確保する観点から、昨年度、構成を大きく変更いたしました。今年度は、構成や基本理念に変更はございません。変更の趣旨は、推進の強化を目指すこと、今年度取り組んできたことを意図的に紙面に記載することで価値付けること、予算をかけている重要施策を強調するものでございます。

それでは、昨年度からの変更点を中心に御説明申し上げます。紙面左、学習指導要領の確実な実施とカリキュラムマネジメントの推進について、大きく2点御説明いたします。1点は、基礎、基本の確実な定着についてです。今年度、授業改善推進プランを改訂し、授業改善を個の取組ではなく、学校全体の取組といたしました。2年目を迎える次年度は、校内体制を強化し、一層の学力向上を目指します。2点は、魅力ある学校づくりの推進です。項番2のグラフでは、新規不登校が減少していることがわかります。要因の一つに、全ての子どもが楽しく学校に通うことができるようにする魅力ある学校づくりの定着が挙げられると分析しています。この魅力ある学校づくりは今年度で3年目を迎えました。この3年間で根付いた風土をマンネリ化させず、推進を強化することを目指します。

紙面右側を御覧ください。こちらも2点御説明いたします。項番2、グローバルに活躍する人材を育成する教育では、英語教育の推進について、英語教育指導顧問や本格導入が始まるライップなどを効果的に活用し、福生市の子どもたちの長所の伸長を目指します。また、今年度、悉皆研修や校長研修において理解を深めた特別支援教育について一層の充実を図り、令和8年3月改訂予定の福生市特別支援教育プログラムの着実な実施を目指します。また、次年度から全校実施となる委託業者による水泳指導や、部活動地域展開等の重要施策を紙面上に明記することで、学校の体制を大きく変更することを求めていると考えています。

資料151ページからは、各項目の詳細について記した資料を添付してございます。私からの説明は以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りをいたします。報告第30号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第30号は報告のとおり承認されました。

その他報告事項

その他報告事項I

令和7年度社会教育施設の年末年始の休業について

【教育長】次に、日程第17、その他報告事項について。その他報告事項I、令和7年度社会教育施設の年末年始の休業についてを中島教育部長より説明願います。中島部長。

【教育部長】 それでは、その他報告事項のI、令和7年度社会教育施設の年末年始の休業について御説明を申し上げます。

資料は168ページをお願いいたします。令和7年度社会教育施設につきましては、工事が行われている武蔵野台テニスコートを除き、年末は12月28日（日曜日）まで開館開場し、12月29日（月曜日）から、翌年1月3日（土曜日）までの6日間を休業とさせていただきます。年始は1月4日（日曜日）から平常どおり業務を行います。各施設の細かい内容につきましては資料に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

その他にその他報告はございますか。委員の皆さまから何かございましょうか。ないようですので、その他報告事項を終わります。

それでは、これから非公開の議事に入ります。暫時休憩いたします。

（非公開会議）

【教育長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考日程・閉会

教育委員会定例会の開催

令和7年12月25日（木曜日）午後3時 市役所第二棟4階委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、大楠教育総務課長からお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 次回の教育委員会の定例会は、令和7年12月25日（木曜日）午後2時より、福生市役所第二棟4階、委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】ただ今、大楠教育総務課長から説明がございましたとおり、次回の定例会は令和7年12月25日（木曜日）午後2時に開催したいと存じますが、よろしうございましょうか。

（「異議なし。」の声あり）

【教育長】御異議ないようですので、そのように取り扱いをしたいと思います。

本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして、令和7年第11回福生市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時26分終了）